

地方自治体議員選挙での選挙運動ビラ頒布の解禁を求める意見書

選挙において自らの政策を訴えるビラは、候補者が有権者への理解と政策の浸透を図ることができる重要な情報伝達手段である。有権者が候補者の政策等をより知る機会があることは、選挙において有権者が適正な判断を行い投票行動に活かすことができる等、参政権の行使において重要であり、ひいては投票率の向上にも資するものである。

地方自治体においては、都道府県知事及び市町村長選挙では頒布の種類や枚数の制限はあるものの、候補者個人のビラの頒布が認められているところであるが、都道府県議会議員及び市町村議会議員選挙においては候補者個人のビラの頒布は認められていない。これは有権者が候補者個人の政策や信条への理解と適正な判断材料を入手することを逸するとともに、当該選挙への有権者の関心と投票率の低下をもたらすことにもつながりかねない。

地域主権・地方分権が進められている現在において、住民と連携し身近な地域の課題に対応する地方自治体議会の機能を十分に発揮するためにも、選挙において、その候補者の政策等を有権者が的確に理解して投票する機会を促進することは、極めて重要となっている。

よって政府は、地方自治体議会議員の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようにすることについて、地方議会議員選挙の実態を踏まえつつ早急に検討を行い、法制上の措置、その他の必要な措置を講ずることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 3月22日

留 萌 市 議 会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様